

消費・安全局 設置から1年間のとりくみ

平成16年7月
農林水産省 消費・安全局

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

1 人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化

家畜防疫については、家畜伝染病予防法に基づく届出、検査などによる発生状況の監視を行い、BSE、鳥インフルエンザなどに対する防疫措置を講じました。

(1) BSE対策の推進

我が国におけるBSEの発生への対応

これまでに計11例のBSEの発生が報告されていますが、と畜場での全頭検査に加え、死亡牛のBSE検査や「牛肉トレーサビリティ法」を着実に実施しました。

- ・ と畜場で処理された8例目(10月6日)・9例目(11月4日)・10例目(2月22日)、死亡牛である11例目(3月5日)について、BSEであることを確認。その結果を受けて、同居牛のBSE検査、焼却などを実施。
- ・ BSEの感染源・感染経路について、「BSE疫学検討チーム報告書」を取りまとめ(9月30日)。
- ・ 24ヶ月齢以上の死亡牛検査については、平成16年4月に全都道府県の完全実施体制を整備(平成15年度の検査頭数:48,411頭)。

米国におけるBSEの発生への対応

米国におけるBSEの発生を受け、牛肉の輸入停止措置を講じました。米国産牛肉の輸入再開については、消費者の食の安全・安心の確保を大前提に、米国産牛肉についても国産と同等の措置が必要との基本認識の下、協議をすすめました。

- ・ 米国における初めてのBSE発生を受け、同国からの生きた牛や牛肉などの輸入を直ちに停止(12月24日)。
- ・ 亀井農林水産大臣が「ヴェネマン米国農務長官との電話会談」(1月15日)や、「ゼーリック通商代表との会談」(2月11日)を実施。事務レベルにおいても、米国におけるBSEの対策などに関する意見交換を3回(12月29日、1月23日、4月24日)にわたって実施。
- ・ 4月24日の日米会合では、専門家・実務担当者レベルによるワーキンググループを設置し、BSEの定義・検査方法などの専門的・技術的事項の協議を進めること、両国内での議論を深めること、本年夏を目途に輸入再開について結論を出すべく努力することについて合意。
- ・ 「第1回ワーキンググループ会合」(5月18日・19日、東京)、「第2回ワーキンググループ会合」(6月28日～30日、米国コロラド州フォートコリンズ)を開催。

(2) 鳥インフルエンザ対策の推進

我が国における鳥インフルエンザの発生への対応

山口県において、国内では79年ぶりの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され(1月12日)、これまで計4例が報告されていますが、発生農場における飼養鶏全羽の殺処分や埋却、移動制限などの**防疫措置**を講じました。

- 発生農場周辺での防疫対応として、**発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動制限**など、必要な防疫措置を実施。移動制限措置については、**清浄性確認検査**を行い、段階的に解除。
- 鶏の飼養者(飼養羽数1,000羽以上)に対して、1週間に1回、**死亡羽数などの状況の報告**を要求するとともに、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない場合には直ちに報告するよう求め、その結果を毎週公表(3月4日～)。
- 「**鳥インフルエンザに関する関係閣僚会合**」において、まん延防止の徹底、国民の食に対する不安を払拭するための措置、人への感染防止と国民の健康確保のための措置、早期通報促進と被害拡大防止のための法制度の整備、養鶏事業者・関連事業者対策、地方自治体に対する対応を内容とする「**鳥インフルエンザ緊急総合対策**」を決定(3月16日)。
- 鳥インフルエンザが発生した場合に、より迅速かつ的確な対応が図られるよう、疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化、移動制限命令に協力した畜産農家に係る助成の制度化、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担の対象拡大を内容とする、**家畜伝染病予防法の一部改正**を実施(5月26日成立)。
- 感染経路について、「**高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書**」を取りまとめ(6月30日)。

海外における鳥インフルエンザの発生への対応

アジア各国や米国、カナダなどでの高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、これら各国産の家きん肉などの**輸入停止措置**を講じました。

- 高病原性鳥インフルエンザの発生を確認した場合は、家きん肉などの**輸入を直ちに停止**(韓国:12月12日、ベトナム:1月9日、台湾:1月15日、タイ:1月22日、インドネシア:1月25日、中国:1月27日、米国:2月7日(6月9日に一部解除)、カナダ:2月20日など)。
- タイ・中国からの加熱処理鶏肉などについて、輸入再開のための条件、手続きなどを協議し、加熱処理基準を満たしている日本向け**輸出可能な施設を指定**(タイ:3月8日、中国:4月7日)。

2 コイヘルペスウイルス病への対応など水産防疫の強化

茨城県におけるコイヘルペスウイルス病の発生の確認(11月6日)以後、感染魚の処分、消毒などの**まん延防止措置**を講じました。また、このような状況を踏まえ、「**水産防疫体制に関する専門家会議**」(2月24日より開催)において、水産動物の防疫対策全般の現状と問題点、今後の対応の方向性などについて検討をすすめました。

- 6月30日現在、33都府県でコイヘルペスウイルス病を確認。感染魚の処分、消毒などの**まん延防止措置**を実施。
- 「**水産防疫体制に関する専門家会議**」を開催し、水産防疫体制の点検、改善の方向を検討(2月24日、3月10日、4月13日、4月27日、6月15日、6月29日)。

3 生産資材の適正な使用の推進と取締などの実施

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品などの生産資材について、適正使用のための普及啓発、指導などを行うとともに、(独)農薬検査所、(独)肥飼料検査所、動物医薬品検査所、地方農政事務所などによる立入検査を実施しました。また、生産資材に関する使用基準や規格の見直しなどをすすめました。

農薬の容器又は包装の表示に関する一斉点検の実施

農薬の容器又は包装の表示について、農薬製造者に対して一斉点検を指示し、誤表示した農薬製造者24社に対して、回収状況、原因究明、再発防止策の報告命令などを行い、公表しました(7月23日、8月5日、8月13日、9月4日、11月21日)。

マイナー作物の暫定農薬使用対策の推進

使用できる農薬が少ない地域特産的作物「マイナー作物」については、経過期間を設け、都道府県知事から申請された作物への農薬の使用を承認しました。また、経過期間中に適用拡大がすすむよう、類似性の高い作物のグループ化を行うとともに、作物残留試験への支援、登録の変更(作物の追加)をすすめました。

- ・ 農薬使用基準の適用作物の経過措置として設けられた、マイナー作物の暫定的な農薬使用について、7月から12月にかけて都道府県から申請を受け付け、順次、承認(承認数:合計約9,000件)。
- ・ 経過措置の承認を受けた農薬については作物残留試験などを行い、順次、適用拡大(登録変更)を行うこととしており、これまでに200件(農作物と農薬の組合せ)の登録を変更(作物の追加)(5月20日現在)。

牛のせき柱を含む飼料及び肥料のリスク管理

牛のせき柱については、食品安全委員会による「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とのリスク評価を受け、牛のせき柱及び死亡牛を原料とした飼料、肥料の製造禁止(5月1日から)など、新たなリスク管理措置を講じました。

- ・ 在庫肥飼料の牛への誤用・流用防止の徹底のための措置を講じるとともに、飼料製造工程などでの交差汚染防止の徹底を図るよう、都道府県などに通知を发出(12月26日)。
- ・ 飼料及び肥料の規格を見直し、飼料(油脂)、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれないことを農林水産大臣が確認(1月15日公布、5月1日施行)。

4 産地における自主的な取組の支援など

生産者などによる自主的なリスク管理を的確にすすめるため、「GAP(適正農業規範)」の実践や、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」の活用などにより、産地における衛生管理技術の普及を図りました。なお、牛・豚・鶏については「飼養衛生管理基準」を定め、家畜の所有者が基準を守るよう義務づけることとしています。

GAPの実践の促進

GAPの実践を促進するため、「生鮮野菜衛生管理ガイド」を活用した講習会や、地域の主要農産物のGAPの作成などによる導入・確立への支援を行いました。

- 改良普及員、JA、食品事業者、地方自治体などを対象にした「野菜衛生管理技術講習会」を開催(11月18・19日、3月8・9日)。
- GAP推進検討会を開催し(6月16日)、野菜・穀類・果樹・きのこの作物別部会を開催。

5 有害汚染物質のリスク管理の強化

有害汚染物質のリスク管理については、「有害汚染物質の対策検討チーム」(9月1日設置)において、農林水産省として行う「有害汚染物質ごとの行動計画」(カドミウム対策、水銀対策、ダイオキシン対策、かび毒対策、アクリルアミド対策)を取りまとめ(16年度:5月21日公表)、これに沿ったリスク管理対策をすすめました。

- カドミウムについて、消費者、生産者、流通業者などの関係者による「カドミウムのリスク管理施策に関する意見交換会」を実施(12月12日、6月9日)。
- コーデックス事務局にカドミウムの最大基準値原案に対するコメントを提出(12月15日)するとともに、「第36回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会」(3月22~26日、オランダで開催)における検討に積極的に対応。
- 国内産米穀のカドミウム含有状況を調査し、結果を公表(15年度の重点調査地域242点、一般調査地域2,498点とも、食品衛生法に基づく基準(1.0ppm未満)を超える濃度のカドミウムは検出されず)(1月30日)。
- りんご果汁を汚染するおそれのあるかび毒・パツリンの汚染実態を調査し、結果を公表(15年度の国内産果汁142点、外国産果汁74点とも、食品衛生法に基づく基準値(50ppb)を超えるものはなし)(5月26日)。
- 農産物のかび毒のリスク管理のあり方を検討するため、「かび毒のリスク管理検討会」を開催(6月18日)。

6 輸入食品の安全性の確保

検疫所で輸入食品の検査を行う厚生労働省とも連携しつつ、輸出国の食品リスク関連情報の収集などを行うとともに、市販輸入野菜の残留農薬調査について対象品目を果実などに拡大して実施しました。

- 在外公館、関係団体などを活用して、輸出国などのリスク管理状況や食品リスク関連情報の収集・分析を実施。
- 市販の輸入野菜などの残留農薬の状況を調査し、結果を公表(15年度は600検体(生鮮野菜250、冷凍野菜212、生鮮果実類100、きのこ類38)を買い上げて残留農薬分析を行ったところ、食品衛生法に基づく基準を超える残留農薬は検出されず)(4月19日)。

7 植物検疫の着実な実施

りんご火傷病の植物検疫措置をSPS協定に整合させるべきとのWTO勧告を踏まえ、6月30日に検疫措置を改正しました。また、今後の植物検疫のあり方について検討をすすめ、報告書を取りまとめました。

- ・ 米国産りんごの火傷病の植物検疫措置について、WTO紛争解決機関からSPS協定に整合させるよう勧告を受け(12月10日)、6月30日までにWTO勧告を実施することで米国と合意(1月30日)。その後、新たな措置について日米間で合意が得られず、WTO勧告を踏まえ、我が国独自に検疫措置の改正を実施(6月30日)。
- ・ 「植物検疫に関する研究会」を6回にわたって開催し、輸入農産物の増大・多様化などの情勢の変化に適切に対応した、今後の植物検疫の方向について、報告書「今後の我が国の植物検疫の在り方に関する提言」として取りまとめ(5月21日)。

8 危機管理体制の整備

「食品安全危機管理対応チーム」(9月1日設置)において、食品の安全に関する緊急事態が発生した場合の対応に関する共通事項を定めた、「食品安全緊急時対応基本指針」を公表しました(2月17日)。

また、緊急事態などが発生したときの国の対処のあり方などを定めた「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・環境省申合せ)を公表しました(4月15日)。

9 食品安全委員会との適切な関係の構築

食品のリスク評価を行う食品安全委員会に対し、順次、食品健康影響評価を依頼しました。また、「基本的事項」を閣議決定するとともに、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などと定期的な連絡会議を開催し、情報交換をすすめました。

- ・ 食品安全委員会に対し、牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格改正や、鳥インフルエンザ不活化ワクチンをはじめとした計18件について、食品健康影響評価を依頼。
- ・ 食品健康影響評価依頼のうち、家畜に使用する抗菌性物質については、あらかじめ薬剤耐性菌に関する関係者などとの意見交換会を行い(11月10日)、その結果をもとにリスク評価の方針を策定し、食品安全委員会に提出(12月8日)。
- ・ 食品健康影響評価の実施、関係行政機関の相互の密接な連携などに関する「基本的事項」を定め、閣議決定(1月16日)。
- ・ 食品安全委員会とリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省及び環境省)との連携・政策調整機能の強化について、「関係府省による申合せ(取極め)」を決定(2月18日)。

1 食品表示・JAS規格の適正化

表示・規格ルールの見直し

10月以降、「JAS制度のあり方検討会」を開催し、食の安全・安心に資する21世紀のJAS制度のあり方について検討をすすめ、中間取りまとめを行いました(6月29日)。また、わかりやすい食品表示を実現するため、厚生労働省と共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、食品の表示ルール全般について検討しました。

・ 期限表示の用語・定義の統一(7月31日)

同一の意味でありながら2つの用語が規定されていた、比較的品質が長く保持される食品に記載される期限表示(「賞味期限」(JAS法)と「品質保持期限」(食衛法))を「賞味期限」に統一。

・ 加工食品の原料原産地表示の大幅な拡大(4月28日)

産地を強調した表示について、誤認防止のための一般ルールを策定。当該産地が加工地を示すのか原材料の産地を示すのか不明確な表示を禁止。

加工食品の原料原産地表示についても、これまで個別に品目を指定してきたのを改め、全て原産地表示が義務づけられている生鮮食品と同様に、生鮮食品に近い加工食品を義務表示対象として横断的に網羅。乾燥した野菜や塩蔵した魚介類など、20の加工食品群が対象。

・ 畜産物の原産地表示の見直し(4月28日)

外国から生きたまま輸入し、国内でと畜して生産した畜産物の原産地表示の特例(いわゆる3ヶ月ルール)を廃止。

産地銘柄を冠した畜産物について、銘柄に記載された地名が属する都道府県と最も長く飼養した都道府県が異なる場合は、産地銘柄名のほか、最も長く飼養した都道府県名などを表示。

消費者のニーズを踏まえ、新たなJAS規格を順次制定、検討しました。

・ 生産情報公表JAS規格については、牛肉の規格を12月1日から施行。豚肉の規格を6月25日に告示し、7月25日に施行予定。農産物の規格は16年度中の制定を目指して検討中。

・ 有機畜産物・有機飼料のJAS規格については、16年中の制定を目指して検討中。

監視の徹底

職員約2,000名体制により食品表示に関する調査を行い、不正表示が発見された場合は、JAS法に基づく指示、公表も含めて厳正に対処しました。日常的な監視業務として行う食品表示の一般調査(15年度は生鮮食品33,742店舗、有機農産物2,757店舗、精米459業者、加工食品5,135商品などを実施)のほか、うなぎ加工品、新米、和牛など、消費者の特に関心の高い品目については、特別調査を実施しました。

また、「食品表示110番」、「食品表示ウォッチャー」により、消費者の方々の協力を得た監視体制を充実させました。

- ・ **うなぎ加工品の原料原産地表示**については、125小売店舗と8加工業者で不適正な表示を確認し、指導。このうち、誤表示が長期化していた1小売業者と、同様の違反が判明した1小売業者に対しては、JAS法に基づく指示を発出し、公表(10月24日)。
- ・ **新米の品質表示**について、精米製品のうち4.5%(のべ1,656点)に不適正な表示を確認し、指導。また、DNA分析による品種判別を行った598点のうち異品種混入の疑いのある反応があった製品(8.4%、50点)、新鮮度判定を行った996点のうち古米混入の可能性のある反応があった製品(1.4%、14点)について、販売業者や精米業者に発生原因があった場合は、JAS法に基づく指示などの措置を講じ、公表(3月26日)。
- ・ **「和牛」表示**について、牛肉表示のうち1.2%(37店舗)に義務表示事項の欠落が認められ、指導。また、仕入伝票の点検などの表示根拠調査により、13店舗(0.4%)で不適正な原産地表示が認められ、任意調査を含む計14店舗(0.5%)で不適正な「黒毛和牛」などの表示を確認。事実確認のうえ、内容に応じてJAS法に基づく指示を発出し、公表(6月22日)。
- ・ **「食品表示110番」**(広く国民からの食品表示について情報提供などを受け付けるためのホットライン)に対応する都道府県の食品表示指導員への支援を強化。また、日常の買い物の中で食品表示の状況を点検する**「食品表示ウォッチャー」**を平成15年度は**約3,800人に増強**。

2 トレーサビリティシステムの確立

牛肉

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の施行を的確にすすめるため、牛の飼養者など管理者による届出をすすめるとともに、関係者への説明会やパンフレットなどにより制度の周知を図りました。同法のうち生産・と畜段階については12月1日に施行され、**耳標の装着と出生などの届出**が義務づけられました。

- ・ 生産段階の施行(平成15年12月1日)を踏まえ、管理者による**既存牛の届出**、地方農政事務所による**既存牛の届出内容のチェック**及び**個体識別台帳への入力**、(独)家畜改良センターによる**個体識別台帳の整備及び公開**などを実施。
- ・ 流通段階の施行(平成16年12月1日)に向け、食肉小売店などの販売業者、特定料理提供業者などに対し、ダイレクトメールや詳細な冊子の配布などにより制度を周知。

食品一般

食品へのトレーサビリティシステムの導入を促進するため、システム開発・実証試験や情報関連機器の整備に対する助成を行いました。また、**「トレーサビリティ地域フォーラム」**の開催(計9回)などを通じて、トレーサビリティに関する普及啓発活動をすすめました。

- ・ トレーサビリティシステム開発・実証事業について、**「ユビキタスID技術を用いた青果物のシステム」**、**「鶏卵個々に識別コードを直接印字するシステム」**など、15年度の12課題の公開実証試験を実施(1~3月)。また、16年度については、**「ユビキタスID技術を用いた、統合型食品トレーサビリティシステムの開発実証」**など3課題を採択(6月28日)。
- ・ トレーサビリティシステムを効果的かつ効率的にすすめていくため、**「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」**を取りまとめ(3月25日)。

3 消費者などとのリスクコミュニケーションの推進

「大臣と消費者等との定例懇談会」を開催するとともに、地方段階においても、地方農政局ごとに懇談会を随時開催しました。また、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次開催するとともに、電子メールやインターネットを活用した情報提供をすすめました。

- ・ 農林水産省におけるリスクコミュニケーションなどをテーマに、「大臣と消費者等との定例懇談会」を3回にわたって開催。
- ・ 消費者・生産者・事業者などの関係者の懸念や意見を施策に反映するため、「食品に関するリスクコミュニケーション」を実施(残留農薬、家畜に使用する抗菌性物質、汚染物質の国際的リスク管理手法、食品表示、トレーサビリティ、カドミウム、GAP(適正農業規範)、鳥インフルエンザワクチン、OIEにおけるBSEルールの改正、魚食と健康など、計12テーマ14回)。
- ・ この他、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の3府省主催により、各地域において、食品の安全性に関する意見交換会を開催(計27回)。
- ・ 農林水産省をはじめ、食品安全委員会や厚生労働省の食の安全・安心に関する情報について、毎日、迅速に一覧できるよう、電子メール「食の安全・安心トピックス」により情報を提供。配信数:8,848通(6月30日現在)。
- ・ (独)農林水産消費技術センターに「食の安全・安心情報交流ひろば」を設置し(7月1日)、インターネットを活用して食の安全・安心情報を提供。

4 食育の推進

国民1人1人が自らの「食」について考え、判断する能力を養う「食育」を全国及び地域段階ですすすめました。全国的な取組として、1月には「食を考える月間」として、「食」に関するさまざまなイベントなどを通じて、集中的な普及啓発が行われました。また、地域段階においても、「食育推進ボランティア」や学校給食の活用をはじめとした、さまざまな普及啓発活動をすすめました。

- ・ 食生活や食の安全・安心について体験型の総合展示を行う「ニッポン食育フェア」(1月17日～18日)、「安心できる食を目指して」をテーマに関係者が意見交換する「食を考える国民フォーラム」を開催(1月23日)。
- ・ 地域シンポジウムを開催(各都道府県段階で実施、計12ヶ所)。